

カントの徳倫理学における習性概念の位置づけ

清水 颯 (北海道大学)

本発表では、「習性(habitus, Fertigkeit)」概念の観点からカントの徳倫理学とアリストテレス以来の徳倫理学に注目し、それらの間に大きな断絶はないと示すことで、カントの徳倫理学における習性概念の位置づけを明確にすることを旨とする。周知のように、徳倫理学にとって、習性概念は非常に重要な位置づけにある。例えば、アリストテレスによれば、倫理的な徳は善い行為の実践の反復を通じた習慣づけによって得られる性格の状態であり、それは習性(ギリシャ語の *hexis*: 伝統的には性向と訳されることが多い)と呼ばれる。近年の徳倫理的立場に立つ論者である J. Annas(2011)も、習慣づけによって有徳な性格が形成されることを強調している。このように、人間が有徳な人になるためには必ず何らかの努力が必要であり、それは習熟(habituation)によって達成されるというのが、アリストテレスや彼に基づく徳倫理の思想家の基本的な発想である。

一方で、カント倫理学によれば、徳はたんなる習慣づけを通して身につくものではない。例えばカントは『道徳の形而上学』の第二部「徳論の形而上学的原理」(以下『徳論』)や『人間学』で、こう述べる。「しかし、徳はたんに習性(Fertigkeit)にはほかならず、(宮廷牧師コヒウスの懸賞論文に述べられているように) 訓練によって身についた、道徳的に善い行為の長きにわたる習慣(Gewohnheit)にすぎないなどと説明したり、評価したりすべきでもない。」(VI: 383)「徳とは自由で適法的な行為における習性のことでありと解釈することはできない。それは、そうすると徳は力の使用のたんなる機械にすぎないことになるからである。」(VII: 147)^①。カントは徳を「意志の強さ」と定義し、自分の義務を遵守するときに発揮されるべき道徳的な強さとみなすため(cf. VI: 394)、それが習慣から生じることを認めないのである。むしろ、強さとしての徳は、義務違反へと誘惑する可能性がある傾向性をそのつど理性によって支配する「戦い」の状態なのであり、たんに習慣づけによって維持されるものではないと考えられる(V: 84)。ここまでカントが慎重になるのは、徳がたんなる習性となってしまうと、それはついに感性のメカニズムと化し、機械的な行為のたんなる単調な繰り返しになってしまう、徳に前提されなければならない内的自由が失われてしまうと考えるからである。それゆえ、カント倫理学においては、基本的に習性概念にはネガティブな評価が下されているように思われる。

さて、ここで我々はカントが退けている習性概念の位置づけに注意しなければならない^②。カントによれば、徳がたんなる習性であるとみなされえないのは、今後も同様に振舞うという「自然的な内的強制」によって考えなしに単調な行為を反復すると、行為者の内的自由が前提されないからである。確かにその意味では、アリストテレスらの徳倫理的な発想とは一線を画すものである。しかし、内的自由を失わない仕方で習慣が徳の訓練に貢献しうるとしたら、どうか。カントは

その可能性についても言及している。『徳論』には、「自由な習性(freie Fertigkeit, habitus libertatis)」という概念がみられ、「自由から生じた習性」あるいは「道徳的習性」がありうることを示唆されている(VI: 407)。ここでカントは、法則に適合した行為の習性によって有徳になることはできないが、理性による自己支配を可能にするための努力を道徳的態度として真摯に保持することを自由な習性として獲得することによって、有徳になる道を示しているように思われる。そこで、アリストテレスやアナスにかえて考えてみると、彼らの徳倫理学においても、たんなる反復練習によって無心で行為を繰り返す機械になるのではなく、つねに正しい理由に基づいて選択することを習性ないし性向とすることが要求されていたことがわかる。

さらに、本発表ではもう一点、カントの徳倫理学における習性概念の位置づけについて、陽気な心情(fröhliche Herz / Gemüth)との関連にも注目する。ここでの私の意図は、カントの徳はせいぜいアリストテレス的な感情の抑制と同じレベルにあるという指摘^③が誤りであることを明らかにし、むしろ感情に関する状態においても、カントの徳倫理学はアリストテレスからそれほどかけ離れているわけではないことを提示するためである。例えば、カントは『徳論』で、有徳な人の情調を陽気さと特徴づけ、「陽気な情調を習性にする義務」(VI: 485)に言及している。さらに、「徳における習性(habitus in der Tugend)」を「法への愛着(Anhänglichkeit zum Gesetz)」や「法則のもとでの明るい服従 (freudige Unterwürfigkeit unters Gesetz)」と結びつけている講義録の記述もみられる(XXVII: 725)。このように、カントは自由な習性としての徳を身につけた行為者は、暗い気分ではなくむしろ明るい気分で、すなわちポジティブな感情的コミットメントを伴って有徳な行為を遂行することができると考えている。これらの議論を踏まえ、主にアリストテレス以来の徳倫理学との比較を通じて、従来見逃されることが多かったカントの徳倫理学における習性概念の含蓄を明らかにする。

[参考文献]

- カントからの引用は、慣例にしたがい、アカデミー版カント全集に基づき、巻数をローマ数字、ページ数をアラビア数字で記す。
- Annas, Julia (2011). *Intelligent Virtue*. Oxford University Press. [J. アナス『徳は知なり：幸福に生きるための倫理学』相澤康隆訳、春秋社、2019年]
- Schneewind, Jerome B. (2010). *Essays on the History of Moral Philosophy*, Oxford University Press.
- Trampota, Andreas (2021). *Kants Konzeption der Tugend als Habitus der Freiheit*, Nomos, Baden-Baden 2021.
- アリストテレス『ニコマコス倫理学』、渡辺邦夫・立花幸司訳、光文社、2015年。
- 千葉建「カント倫理学における徳と感情：シラー『優美と尊厳について』のカント批判への応答」『倫理学』筑波大学倫理学研究会、(37) pp. 63-79, 2021年。

① なお、ここで使用されている習性(Fertigkeit)という概念は、habitusの訳語であり、概念的にはhexisに対応している。

② 例えばカントにおける習性概念の言及とその意味について触れている邦語文献としては、数少ない例外として千葉(2021)が挙げられるが、その内実が十分に議論されているとはいえない。

③ cf. Hurslhouse 1999: p.104. (邦訳『徳倫理学について』、一五八頁。)